

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2.内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員…取得率を7%以上にする
女性社員…取得率を80%以上にする

【対策】

令和2年4月～ 対象者社員に制度の周知
令和2年4月～ 育児休業の取得希望者に説明をする

目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業など、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

【対策】

令和2年4月～ 諸制度をサイオン(情報共有ツール)による社員への周知

目標3 令和2年12月までに、子の看護休暇制度を拡充する。
(時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用)

【対策】

令和2年4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
令和2年12月～ 制度の導入をサイオン(情報共有ツール)による社員への周知

3.公表

各職場へ掲示及び当社ホームページへ掲載する。